令和８年度第１回袖ケ浦市空家等対策審議会

１　開催日時　　令和８年７月２８日　午後２時００分開会

２　開催場所　　市役所中庁舎４階会議室４－１

３　出席委員

会　長	森永　良丙	副会長	髙橋　信正
委　員	鈴木　政晴	委　員	寺西　英樹
委　員	吉田　政幸		

４　出席職員

市長	粕谷　智浩	都市建設部長	佐野　裕達
都市建設部次長	岡野　達也	都市整備課長	子安　富夫
都市整備課住宅班長	相武　麻衣子	都市整備課主任主事	安田　健人

５　会議公開・非公開の別　　非公開

６　議　題

（１）令和７年度空家等調査の結果並びに
「管理不全空家等」及び「特定空家等」の対応状況について

（２）「管理不全空家等」及び「特定空家等」に対する措置の方針及び状況について

① 管理不全空家等への勧告について（諮問）

② 特定空家等への勧告について（諮問）

７　その他

今後のスケジュールについて

８　議事の概要

（１）令和７年度空家等調査の結果並びに「管理不全空家等」及び「特定空家等」の対応状況について報告した。

（２）「管理不全空家等」及び「特定空家等」に対する措置の方針及び状況について

① 管理不全空家等への勧告について諮問し、答申に関する審議を行った。

② 特定空家等への勧告について諮問し、答申に関する審議を行った。

資料１

空家等対策審議会の所管事務について

１　空家等対策審議会の所管事務について

○袖ケ浦市空家等対策の推進に関する条例（抜粋）

平成３０年９月２８日
条例第３２号

（空家等対策審議会）

第８条　空家等に関する対策の推進等に関し必要な事項を調査審議するため、袖ケ浦市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

（１）　法第７条第１項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項

（２）　管理不全空家等及び特定空家等の認定に関する事項

（３）　法第13条に規定する管理不全空家等に対する措置に関する事項

（４）　法第22条に規定する特定空家等に対する措置に関する事項

（５）　前条に規定する公表に関する事項

（６）　その他空家等に関する対策を推進するため市長が必要と認める事項

３　審議会は、委員５人以内で組織する。

４　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（１）　学識経験のある者

（２）　関係行政機関の職員

（３）　その他市長が必要と認める者

５　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

６　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

○袖ケ浦市空家等対策の推進に関する条例施行規則（抜粋）

平成３０年１０月１日
規則第２５号

（審議会の組織等）

第11条　審議会の委員の構成は、次に掲げるとおりとする。

（１）　学識経験のある者　３人以内

（２）　関係行政機関の職員　１人以内

（３）　その他市長が必要と認める者　１人以内

（審議会の会長及び副会長）

第12条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第13条　審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（審議会の庶務）

第14条　審議会の庶務は、都市建設部都市整備課において処理する。

２　会議の公開について

袖ケ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱（抜粋）

平成１７年３月１０日

告示第３４号

（目的）

第１条　この要綱は、附属機関等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、もって開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。

（会議公開の原則）

第３条　附属機関等の会議は、これを公開する。

（非公開とすることができる会議）

第５条　第３条及び前条ただし書の規定にかかわらず、附属機関等は、会議に諮り、審議等の内容が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議を非公開とすることができる。

（１）　附属機関等の設置根拠である法律、条例又は規則に、会議を非公開で行うことを規定している場合

（２）　情報公開条例第８条第１項各号及び同条第２項の規定に該当する情報が含まれている事項について、審議等を行う会議を開催する場合

（３）　会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

（会議開催の事前公表）

第６条　附属機関等の会議を開催する場合は、公開又は非公開にかか

わらず、会議を開催する日時、場所等（次に掲げる附属機関等の会議の開催に関する事項）をあらかじめ、市のホームページ等に公表しなければならない。ただし、附属機関等の会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

（１）　会議の名称

（２）　会議の開催日時

（３）　会議の開催場所

（４）　議題及び会議の公開又は非公開の別

（５）　非公開の場合の理由

（６）　傍聴者の定員

（７）　前各号に掲げるもののほか、附属機関等が必要と認める事項

２　前項の公表は、当該会議の開催日の１週間前までに公表するよう努めるものとする。

（会議の傍聴）

第７条　何人も、第４条及び第５条の規定により附属機関等の会議が非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

２　附属機関等は、傍聴要領例（別記様式）を参考に傍聴要領を定め、これを配布すること等により、会議場内の秩序の維持に努めなければならない。

（議事録等の作成）

第10条　附属機関等の会議については、議事録又は会議録を作成しなければならない。

（議事録等の写しの閲覧）

第11条　公開された附属機関等の会議の議事録又は会議録の写しは、閲覧に供するものとする。

1　令和７年度空家等調査の結果について

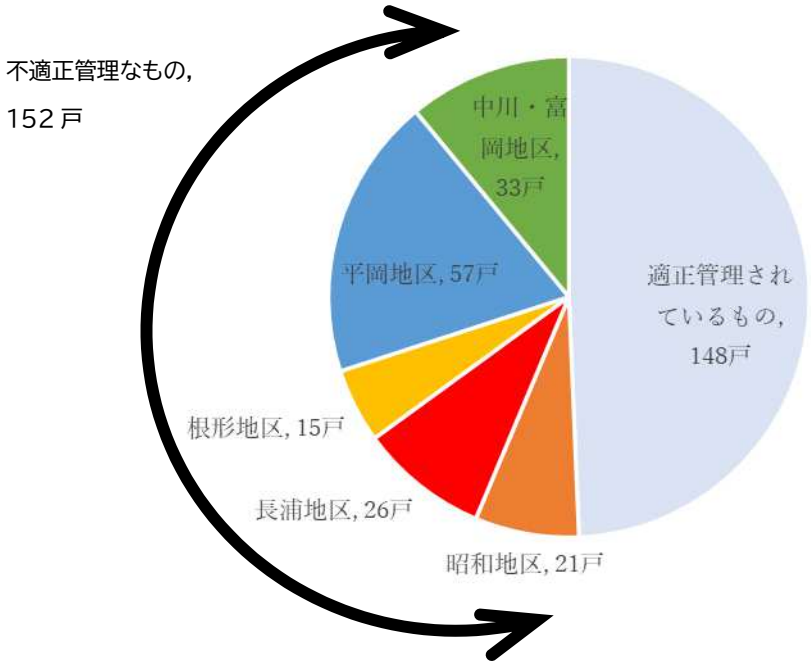
（１）概要

	対象物件	調査方法	調査期間
令和７年度	・空き家対策管理支援システムに登録のある空家等 ・令和５年１月１日～令和５年１２月３１日水道が閉栓となり、令和７年９月３０日時点で引き続き閉栓されている物件	現地確認・所有者照会他	令和７年１月１１日～令和８年３月３１日

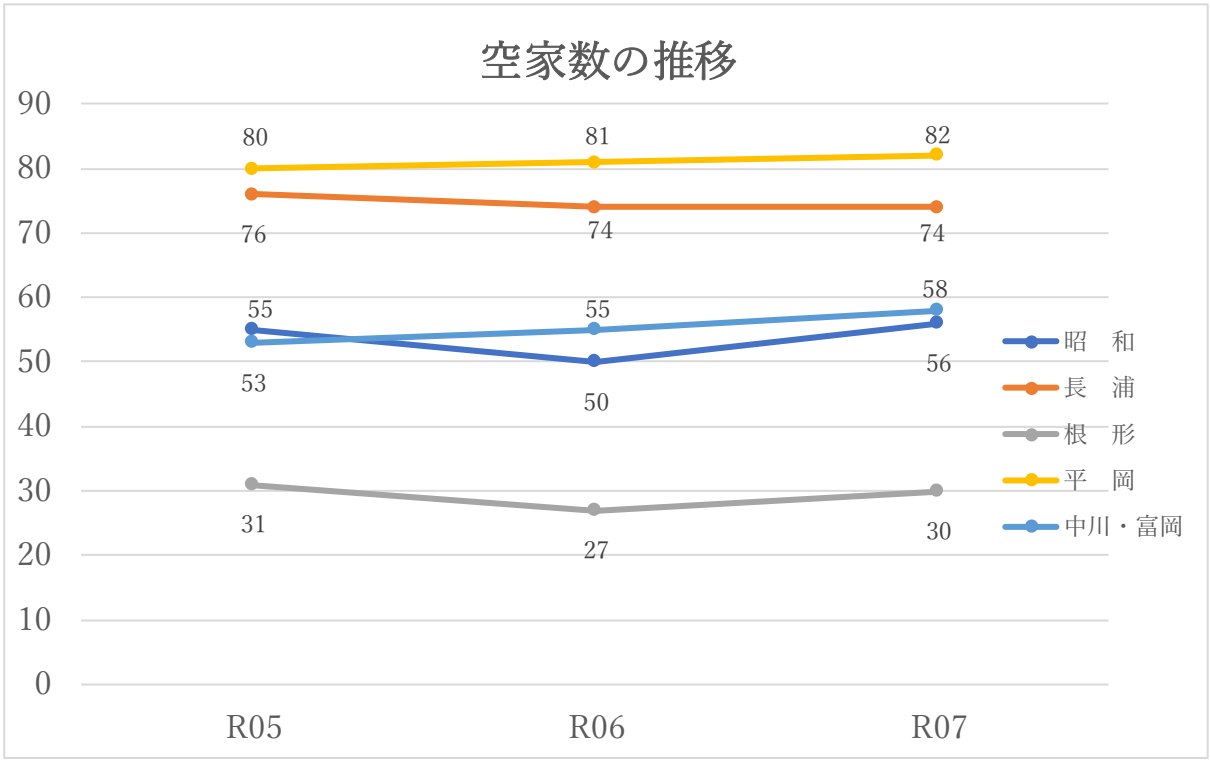
（２）調査結果（令和８年３月３１日現在）

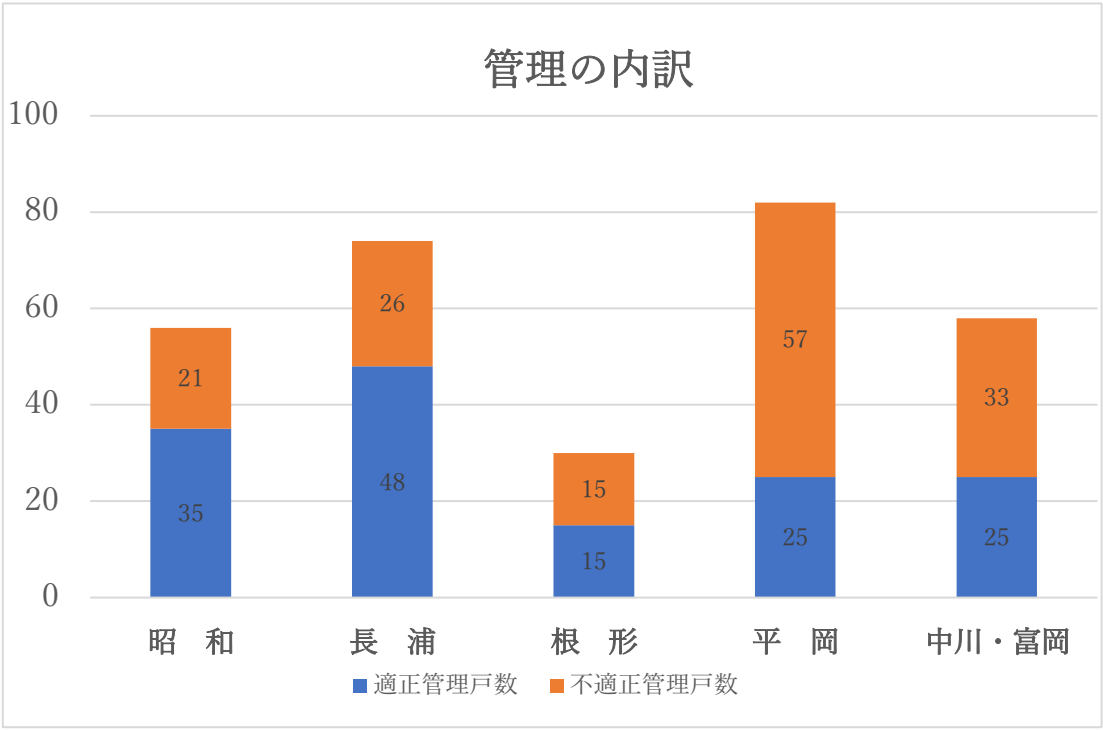
地区名	令和５年度	令和６年度	令和７年度 空家等である 適正管理	不適正管理 ・経過観察・対策を講じる必要あり	不適正管理 早急に対策を講じる必要あり	不適正管理 計	計	増減数（R6→R7）
昭　和	55	50	35	21	0	21	56	6
長　浦	76	74	48	26	0	26	74	0
根　形	31	27	15	15	0	15	30	3
平　岡	80	81	25	56	1	57	82	1
中川・富岡	53	55	25	32	1	33	58	3
合　計	295	287	148	150	2※	152	300	13

※現在、特定空家等と認定されているもの。



資料２


空家数の推移
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
80
81
82
76
74
74
55
55
58
53
50
56
31
27
30
R05
R06
R07
昭　和
長　浦
根　形
平　岡
中川・富岡


管理の内訳
100
80
60
40
20
0
21
35
26
48
15
15
57
25
33
25
昭　和
長　浦
根　形
平　岡
中川・富岡
適正管理戸数
不適正管理戸数

「管理不全空家等」及び「特定空家等」　認定等スケジュール（案）

資料６

区分	令和8年度									
	4月～6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
空家等対策検討委員会							第1回 ・次期「管理不全空家等」及び「特定空家等」審議			
空家等対策審議会			7/28 R8第1回 ・R7空家等調査結果報告 ・「管理不全空家等」及び「特定空家等」勧告諮問					1月 R8第2回 ・勧告後状況報告 ・次期「管理不全空家等」及び「特定空家等」認定諮問		